

退職給付会計実務シリーズ⑧

改正退職給付会計基準への対応

年金数理人 ほった あきひろ
堀田 晃裕

退職給付会計実務シリーズではこれまで7回にわたり、日本の退職給付会計について取り上げてきた。「改正退職給付会計基準」（2012年5月17日に企業会計基準委員会より公表された「企業会計基準第26号 退職給付に関する会計基準」及び「企業会計基準適用指針第25号 退職給付に関する会計基準の適用指針」）については、各回で関連する内容を解説しているが、3月決算の企業は2014年3月期の決算よりこれが段階的に適用されることとなる。今回は「改正退職給付会計基準への対応」として、適用にあたっての実務上の留意事項を述べる。なお、文中の意見に係る部分は筆者の私見である。

「改正退職給付会計基準」の概要

従来の退職給付会計基準からの主な変更点は以下の通りである。

- ① 未認識数理計算上の差異等の処理方法（貸借対照表上での即時認識）
- ② 退職給付債務等の計算方法
- ③ 開示の拡充

このうち①及び③については、3月決算の企業の場合、2014年3月期の年度末から適用される。②については、3月決算の企業の場合、2014年4月1日から適用される。以下で①及び②について具体的に述べる。

未認識数理計算上の差異等の処理方法（貸借対照表上での即時認識）

これまで未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については貸借対照表上に計上せず、これに対応する部分を除いた、退職給付債務と年金資産の差額を負債（又は資産）として退職給付引当金（又は前払年金費用）の科目をもって貸借対照表上に計上していた。

改正退職給付会計基準では、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を、税効果を調整の上で貸借対照表の純資産の部（その他の包括利益累計額）で認識することとし、退職給付債務と年金資産の差額をそのまま負債（又は資産）として退職給付に係る負債（又は退職給付に係る資産）の科目をもって貸借対照表上に計上する。

一方、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の費用処理方法については変更されておらず、これまでと同様、平均残存勤務期間以内の一定の年数で定期的に費用処理する。

ただし、数理計算上の差異及び過去勤務費用の当期発生額のうち、費用処理されない部分についてはその他の包括利益に含めて計上し、その他の包括利益累計額に計上されている未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分についてはその他の包括利益の調整（組替調整）を行うこととなる。

なお、以上の取扱いは連結財務諸表にのみ適用され、個別財務諸表では従来の取扱いを継続する（したがって個別財務諸表上は退職給付引当金及び前払年金費用の科目が残る）。

2014年3月期の年度末にこの取扱いを適用するにあたり、過去の期間の財務諸表に対しては遡及処理しない。適用に伴って生じる会計方針の変更の影響額（すなわち適用時点の未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額）は、純資産の部におけるその他の包括利益累計額に税効果を調整の上で計上する。前述のとおりこれは連結財務諸表のみに適用され、個別財務諸表には適用されない。

退職給付債務等の計算方法

従来の退職給付会計基準から以下の見直しが行われた。

＜退職給付見込額の期間帰属方法の見直し＞

これまでは期間定額基準が原則であり、給与基準、支給倍率基準、ポイント基準については一定の場合にのみ認められていた。

改正退職給付会計基準では、期間定額基準及び給付算定式基準の選択適用を認めている（会計基準第19項）。給付算定式基準とは、「退職給付制度の給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた給付に基づき見積った額を、退職給付見込額の各期の発生額とする方法」であり、この方法による場合、勤務期間の後期における給付算定式に従った給付が、初期よりも著しく高い水準となるときには、当該期間の給付が均等に生じるとみなして補正した給付算定式に従わなければならないとされている。

<割引率の見直し>

これまでは割引率の基礎となる期間について、退職給付の見込支払日までの平均期間を原則とするが、実務上は従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とすることもできるとされていた。

改正退職給付会計基準では、割引率は、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映するものでなければならないものとし、例えば

- ・退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法
- ・退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法

が含まれるとしている（適用指針第24項）。

<予想昇給率の見直し>

これまでは退職給付見込額の見積りにおいて合理的に見込まれる退職給付の変動要因には「確実に見込まれる」昇給等が含まれるものとされていた。

改正退職給付会計基準では、退職給付見込額の見積りにおいて合理的に見込まれる退職給付の変動要因には「予想される」昇給等が含まれるものとしている（会計基準（注5））。

以上の取扱いが2014年4月1日から適用される（こちらは連結財務諸表だけでなく個別財務諸表にも適用される）。この適用にあたり、過去の期間の財務諸表に対しては遡及処理しない。適用に伴って生じる会計方針の変更の影響額（すなわち2014年3月31日における退職給付債務の金額と改正退職給付会計基準を適用した2014年4月1日における退職給付債務の金額との差額）は、利益剰余金に加減する。なおこれまで期間定額基準を採用していた場合であっても、改正退職給付会計基準の適用にあたり給付算定式基準を選択できることが会計基準第38項に述べられている。

退職給付債務等の計算方法については、日本年金数理人会及び日本アクチュアリー会から出されている「退職給付会計に関する数理実務基準」及び「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」も参照する必要がある。以下で、退職給付見込額の期間帰属方法と割引率について、さらに詳細に見ていく。

退職給付見込額の期間帰属方法

改正退職給付会計基準では、退職給付見込額の期間帰属方法は期間定額基準と給付算定式基準の選択適用とされた。いったん採用した方法は、原則として継続して適用しなければならないとされている（会計基準第19項）。

<期間定額基準と給付算定式基準>

2009年1月に企業会計基準委員会が公表した

「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」の中では、退職給付見込額の期間帰属方法を、国際的な会計基準と同様に給付算定式基準に変更すべきかが論点として示されていた。これについて会計基準第60項では「検討の過程では、給付算定式基準を導入すべきとされたものの、期間定額基準については廃止すべきか、あるいは両者の選択適用とすべきかについて意見が分かれた」と述べている。さらに会計基準第63項では「検討の結果、期間定額基準が最適とはいえない状況があったとしても、これを一律に否定するまでの根拠はないことや、また、国際的な会計基準では、キャッシュ・バランス・プランを含めた一部の制度に対する給付算定式に従った方法の適用が不明確なため、この方法の見直しが検討されていることを踏まえ、適用の明確さでより優れていると考えられる期間定額基準についても、給付算定式基準との選択適用という形で認めることとした」と述べている。

こういった議論を踏まえると、具体的な検討なしに単にいままで使用していたからという理由で期間定額基準を選択するというのは必ずしも適切とはいえないだろう。

<著しい後加重と均等補正>

給付算定式基準を使用する場合、「勤務期間の後期における給付算定式に従った給付が、初期よりも著しく高い水準となるとき」（著しい後加重の場合）には、「当該期間の給付が均等に生じるとみなして補正」（均等補正）した給付算定式に従わなければならない（会計基準第19項（2）なお書き）。

これについて適用指針第75項では「国際的な会計基準では、給付算定式に従う給付が著しく後加重といえるのはどのような場合であるかなどについては具体的に定めていない」とし、「より具体的な考え方を本適用指針の中で示すべきかが検討されたものの、そのような考え方を特定することにより、かえって国際的な会計基準との整合性が図れないおそれがあると考えられたことから、これを示さないこととした」と、著しい後加重についての追加的なガイダンスを示さないことを明確にしている。

著しい後加重の場合に該当するかどうかはともかく、後加重となっている部分を均等補正する場合には、しない場合よりも退職給付債務は大きくなる。一方で将来の勤務費用は小さくなることを見込まれる。こうした事実は均等補正を行うかどうかの検討の参考になるだろう。

<ポイント制>

適用指針第76項では、「国際的な議論の中では、給与等の累積に基づく退職給付制度（我が国のポイント制度やキャッシュ・バランス・プランを含む場合があるものと考えられる。）に対して給付算定式

基準を適用する場合、その適用方法が必ずしも明確でないとしており、このような制度と経済的に同一な平均給与比例制度に対して給付算定式基準を適用した場合と同様の方法になるという意見がある一方で、このような制度では将来の昇給の要素を織り込むべきではない（結果的にはポイント基準と類似した方法になる。）という意見がある」と述べている。

これを受けて数理実務ガイダンス5.2.2項⑦では、ポイント制における給付算定式基準の取扱いについて、「(1) 平均ポイント比例の制度として扱う」、「(2) 将来のポイント累計を織り込まない」の2つの方法を例示している。

さらに同項では「将来のポイントの累計が著しく後加重であると判断される場合は均等補正が求められるが、そのことは(2)の方法とは相容れないことから、(1)の採用を検討する」とも述べていて、(1)と(2)の選択は均等補正を行うかどうかと関連している（均等補正を行う場合には(1)を採用する）ことを示唆している。

割引率

改正退職給付会計基準では、割引率は「退職給付支払ごとの支払見込期間を反映するものでなければならない」とし、「例えば、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法や、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法が含まれる」（適用指針第24項）と述べている。

<イールドカーブ>

数理実務ガイダンス3.2項では「この基準に沿うように割引率を設定するにあたっては、イールドカーブに関する理解が重要である」と述べている。イールドカーブは期間の異なるスポットレートの集合である。スポットレートは、割引債（期中での利息の支払いがなく満期での支払いのみを約束する債券）の利回りである。

これまでの実務では財務省のホームページに掲載されている国債の利回りや、日本証券業協会のホームページに掲載されている格付マトリクス表を利用することが広く行われてきた。これについて数理実務ガイダンス3.2.1項②では「債券の多くは割引債ではなく利付債であり、任意の満期を持つ割引債の利回りを必ず観測できるわけではない。また、観測されるデータにはバラツキがある。従って、イールドカーブは、市場データのユニバースから金利期間構造モデルを用いて推定することが一般的である」と述べていて、これまでの実務が必ずしも適切とはいえないことを示唆している。改正退職給付会計基準では、イールドカーブを使用することとなるが、通常は退職給付債務の計算を委託している機関から

これ入手することになる（必ずしも企業にイールドカーブの作成が求められているわけではない）。

<4つのアプローチ>

数理実務ガイダンス3.2.2項では、割引率の設定方法として以下の4つのアプローチを例示している。

<p>①イールドカーブ直接アプローチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イールドカーブそのもの、すなわち、給付見込期間ごとにスポットレートを割引率として使用する方法
<p>②イールドカーブ等価アプローチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①のイールドカーブ直接アプローチにより計算した退職給付債務と等しい結果が得られる割引率を、単一の加重平均割引率とする方法（この割引率は、債券の内部収益率に相当する概念である）
<p>③デュレーションアプローチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職給付債務のデュレーション(*)と等しい期間に対応するスポットレートを単一の加重平均割引率とする方法 ・この方法は、イールドカーブの形状を十分に反映しないことに留意する。
<p>④加重平均期間アプローチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職給付の金額で加重した平均期間に対応するスポットレートを単一の加重平均割引率とする方法（「退職給付の金額」としては、「期末までに発生していると認められる額」を用いる） ・この方法は、イールドカーブの形状を十分に反映しないことに留意する。 ・加重平均期間は、単一の割引率を仮に0に置いた場合のデュレーションにあたる。したがって、この方法は③のデュレーションアプローチの特定のケースと言うこともできる。デュレーションは割引率に対する減少関数であることから、イールドカーブが期間に対して増加関数である場合には、この方法による割引率は、（割引率は負値をとらないとの前提で、）③のデュレーションアプローチによる割引率の中で最大値となる。

* 退職給付債務のデュレーションは、支払見込期間を支払見込期間ごとの金額の現価で加重平均したものである。2つの割引率 i_1 、 i_2 による退職給付債務 $DBO(i_1)$ 、 $DBO(i_2)$ が得られている場合、以下の式によりデュレーション D の近似値を得ることができる。

$$D = - \frac{\log(DBO(i_2)) - \log(DBO(i_1))}{\log(1+i_2) - \log(1+i_1)}$$

同項では、これらのアプローチからの選択について、「各アプローチの特徴を理解した上で選択する」とし、特徴の理解には、数理実務ガイダンスの第4節「計算基礎の変更に関する重要性」、第6節「近似、省略など」との関係も含まれるものとしている。また「過去に採用したアプローチは、通常は継続的に使用するが、その合理性は環境の変化によって低下する可能性があるため、必要に応じて見直しを検討する」としている。

①と②は実質的に同等のものであること、④は③の特殊なケースであることを考慮すると、②と③を比較して検討することが有用であると思われる。

②と③を比較した場合、どちらが「退職給付支払

ごとの支払見込期間を反映するものでなければならぬ」という改正退職給付会計基準の要求により沿っているかといえば、②になるだろう。一方で②はこれまでの実務とは異なる対応が求められることとなる（③は平均残存勤務期間の代わりにデュレーションを、格付マトリクス表の代わりにイールドカーブを使用すると考えれば、これまでと全く異なる対応というわけではない）ので、スケジュールやコストの面では負担が増えることが予想される。割引率の変動に係る重要性基準を使用するか否かなども踏まえ、検討することになる。

以 上